⑶　特定信託口口座の種類	
⑷　特定信託口口座の名義	
⑸　特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するために必要な事項	
特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法	

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10.　「特定信託口口座の種類」は、円建てで発行される場合には電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第３条第３項第１号イ⑴又は⑵の別を、外貨建てで発行される場合には同項第２号イ⑴又は⑵の別をそれぞれ記載すること。

11.　「特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法」は、円建てで発行される場合には電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第３条第３項第１号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ⑴に規定する預金又は貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合を、外貨建てで発行される場合には同項第２号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ⑴に規定する外貨預金又は外貨貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合をそれぞれ記載すること。

12.　［略］

［（第５面）～（第９面）　略］

別紙様式第９号の３（第９条の２関係）

（日本産業規格Ａ４）

業務実施計画

［表略］

（記載上の注意）

［略］

［（別添１）～（別添４）　略］

（別添５）

７．法第51条の２の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

［⑴～⑷　略］

⑸　資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等

⑶　特定信託口口座の名義	
⑷　特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するために必要な事項	

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］

［加える。］

10.　［同左］

［（第５面）～（第９面）　同左］

別紙様式第９号の３（第９条の２関係）

（日本産業規格Ａ４）

業務実施計画

［同左］

（記載上の注意）

［同左］

［（別添１）～（別添４）　同左］

（別添５）

７．法第51条の２の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

［⑴～⑷　同左］

⑸　資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間
